別紙様式第十号第一の15．の表中「オフ・バランス項目」を「オフ・バランス取引等項目」に改める。

別紙様式第十号第二の表記載上の注意8．⑹中「並びに吸収合併が行われた事業年度の翌事業年度以降において取得原価の当初配分額に重要な修正がなされた場合には、その修正の内容及び金額」を削り、同記載上の注意8．に次のように加える。

⑺　前事業年度に行われた吸収合併に係る暫定的な会計処理の確定に伴い、当事業年度において取得原価の当初配分額に重要な見直しがなされた場合には、当該見直しの内容及び金額

別紙様式第十号第三の表記載上の注意10．中⑶を⑷とし、⑵の次に次のように加える。

⑶　主要な取得関連費用の内容及び金額

別紙様式第十号第三の表記載上の注意12．中「又は修正再表示」を「、修正再表示又は当該事業年度の前事業年度における吸収合併に係る暫定的な会計処理の確定」に改める。

別紙様式第十号の二第一の3．の表中「少数株主持分の額」を「非支配株主持分の額」に、「少数株主持分のうち」を「非支配株主持分のうち」に改め、同表リスク・アセット等の項目中「前払年金費用」を「退職給付に係る資産」に、「オフ・バランス項目」を「オフ・バランス取引等項目」に改める。

別紙様式第十号の二第二の2．の表中「少数株主持分」を「非支配株主持分」に改め、同表記載上の注意7．⑹中「並びに吸収合併が行われた事業年度の翌事業年度以降において取得原価の当初配分額に重要な修正がなされた場合には、その修正の内容及び金額」を削り、同記載上の注意7．に次のように加える。

⑺　前事業年度に行われた吸収合併に係る暫定的な会計処理の確定に伴い、当事業年度において取得原価の当初配分額に重要な見直しがなされた場合には、当該見直しの内容及び金額

別紙様式第十号の二第二の3．⑴の表中

少数株主損益調整前当期純利益（又は少数株主損益調整前当期純損失）	×
少数株主利益（又は少数株主損失）	×
当期純利益（又は当期純損失）	×

を

当期純利益（又は当期純損失）	××××
非支配株主に帰属する当期純利益（又は非支配株主に帰属する当期純損失）	××××
親会社株主に帰属する当期純利益（又は親会社株主に帰属する当期純損失）	××××

に改める。

別紙様式第十号の二第二の3．⑴の表記載上の注意1．中「当期純利益金額又は当期純損失金額」を「親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額」に、同記載上の注意6．中⑶を⑷とし、⑵の次に次のように加える。

⑶　主要な取得関連費用の内容及び金額

別紙様式第十号の二第二の3．⑵の表中

少数株主損益調整前当期純利益（又は少数株主損益調整前当期純損失）	×

を

当期純利益（又は当期純損失）	××××

に、「少数株主に係る」を「非支配株主に係る」に改め、同表記載上の注意6．中「当期純利益金額又は当期純損失金額」を「親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額」に改める。

別紙様式第十号の二第二の3．⑶の表中

少数株主損益調整前当期純利益（又は少数株主損益調整前当期純損失）	×
少数株主利益（又は少数株主損失）	×
当期純利益（又は当期純損失）	×
少数株主利益（又は少数株主損失）	×
少数株主損益調整前当期純利益（又は少数株主損益調整前当期純損失）	×

を

当期純利益（又は当期純損失）	×××
親会社株主に帰属する当期純利益（又は親会社株主に帰属する当期純損失）	×××
非支配株主に帰属する当期純利益（又は非支配株主に帰属する当期純損失）	×××

に、「少数株主に係る」を「非支配株主に係る」に改め、同表記載上の注意1．及び10．中「当期純利益金額又は当期純損失金額」を「親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額」に改める。

別紙様式第十号の二第二の4．の表中「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」に、「当期純損失」を「親会社株主に帰属する当期純損失」に改める。

別紙様式第十号の二第二の5．（直接法により表示する場合）の表及び（間接法により表示する場合）の表中「

少数株主への配当金の支払額	

」を「

非支配株主への配当金の支払額	
連結の範囲の変更を伴わない子会社株主の取得による支出	
連結の範囲の変更を伴わない子会社株主の売却による支出	

」に改める。

（保険業法施行規則の一部改正）

第五条　保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

第五十九条の三第一項第二号ロ⑶中「当期純利益又は当期純損失」を「親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失」に、「当期純剰余又は当期純損失」を「親会社に帰属する当期純剰余又は親会社に帰属する当期純損失」に改める。

第二百十条の十の二第一項第三号ロ⑶を次のように改める。

⑶　親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失

第二百十一条の三十八第一項第二号ロ⑶中「当期純利益又は当期純損失」を「親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失」に、「当期純剰余又は当期純損失」を「親会社に帰属する当期純剰余又は親会社に帰属する当期純損失」に改める。